

## 想定される不正使用例

### 1) 謝金・給与に係る不正

- ・架空の出勤簿等に基づく謝金・給与の請求
- ・実態の伴わない謝金・給与の請求

#### 【具体例】

- ①実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を出勤表に記載せずに実施した研究協力業務に対する謝金に充当
- ②実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金をNPO法人やサークル活動の資金に充当
- ③実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプール

### 2) 物品購入費に係る不正

- ・請求とは異なる物品の納入
- ・架空の取引により経費を請求し、支払われた代金を預け金として管理
- ・補助金の目的外使用（※注：物品購入費以外の経費に係る不正も想定される。）

#### 【具体例】

- ④自己治療のために薬品を購入し、使用
- ⑤領収書に「文献代」、「雑誌代」と内訳の分からないように記載させ、これを立替払いとして請求し、実際には、研究と関係ない中学生用参考書等を購入
- ⑥業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預入金として管理させ、実験施設の改修工事費費用に充当
- ⑦実際は、3月末納入の研究機器を前年の10月納入されたものとして研究に使用する場合

### 3) 旅費に係る不正

- ・旅費の水増し
- ・実態を伴わない旅費の請求

#### 【具体例】

- ⑧エコノミークラスの格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、大学院生等の国内学会出席等に使用
- ⑨出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出し、不正に旅費を受領し、科研費以外の研究目的の出張に流用

### 4) 不正受給

- ・無資格者による経費の不正受給
- ・物品の未納状態での経費請求

#### 【具体例】

- ⑩応募・受給資格がない研究者が科学研究費補助金の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給

など

#### ◎注) 定義

- ・預け金………架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
- ・カラ出張………実態を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。
- ・カラ謝金………実態を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。